

平成 2 6 年 度

学 校 監 査 報 告 書
(笛吹市立御坂西小学校)

笛吹市監査委員

1 監査の対象

御坂西小学校に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

2 監査基準日・監査の範囲

平成26年4月30日現在の財務及び事務に関すること

3 監査の実施日

平成26年6月11日（水） 午前10時から

4 監査の方法

監査の対象となった下記項目について、御坂西小学校から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

- 1 「学校概要」
- 2 「学校長に対する事務委任の範囲について」
- 3 「歳出状況調書」
- 4 「負担金補助金及び交付金支出（予定）状況調書」
- 5 「負担金補助金及び交付金の管理状況調書」
- 6 「委託契約（一般委託）（予定）調書」
- 7 「賃貸借に関する調書」
- 8 「学校が扱う公金以外の現金の管理状況調書」
- 9 「郵便切手受払状況」
- 10 「学校運営に係る懸案事項」
- 11 「指定事項調書」
 - ①学力向上への取組み状況について
 - ②教職員の体罰の状況について

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 現金出納が適正に行われているか。

6 監査の結果

(1) 予算・財務に関する事務

平成26年4月30日現在における御坂西小学校から提出された一般会計歳出状況調書の金額は、監査の結果関係帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。郵便切手等については、御坂西小学校において所有している保管枚数と受払簿に間違いはなく、適正に管理されていた。支出伝票関係についても適正に処理されていた。

なお、学年費、給食費等の学校納付金についても、適正な管理が行われてい

た。

(2) 事務・事業の執行状況

御坂西小学校に係る事務事業の執行については、良好であると認められる。
なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

7 指摘・要望事項

御坂西 小学校	事務 事業	①公費以外のPTA会費、学級費、給食費等の学校納付金の管理については、盗難、不正支出を防ぐためにも、通帳と印鑑は別々に管理者を選定するとともに、出金については管理責任者（校長先生等）のもとで複数人が確認する手続きの中で行うこと。
学校教育課	事務 事業	①停電時の緊急用の放送機器の整備については、災害時に備え、教育総務課施設担当とも協議する中で対応を検討されたい。

●地方自治法第199条第12項の規定により監査結果に基づき講じた処置の内容について平成26年度定期監査資料の中で報告をお願いします。

8 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、その現状及び今後の方針等が以下のとおり回答された。

《指定事項①》

学力向上への取組み状況について

《現状及び今後の方針等》

- 3～6年生においては、算数でのT.T指導を取り入れ、下位層の児童へきめ細かな指導やわかりやすい授業の改善を図る。
- 4～6年生を対象に算数を中心とした「学びの放課後教室」を実施し、基礎学力の向上を図る。
- 朝読書や読書指導、「あじさい読書会」などの読み聞かせを通して、国語力向上に取り組む。
- かしの木タイムの朝学習（国語・算数）は、週3日を学習タイムとして、基礎的な学習や繰り返しの指導などを行うことで、確実な学習内容の定着に取り組む。
- 学習規律の徹底や話す力・聴く力を育てる「話し方名人や聴き方名人」などの取り組みを全校的に進める。
- 「かしの木ルール」の定着（学習や生活きまり）のために、日常的な指導を積み上げていく。
- 校内研究では、自分の考えをもち、互いに考えを伝え合うことで思考の再構築を目指す授業の改善を行う。一人一実践を通して教師の授業力向上に努める。
- QU検査実施により、学級や児童の状況を明らかにすることで、学級分析を行い一人一人の児童へのきめ細かな指導や学級経営に生かす。
- 学級経営案に基づく学級集団づくりを進める。そのために、学期ごとに振り返りを行い、学級経営を具体的・実践的に取り組む。
- 「家庭学習の手引」や「生活チェックカード」などの取り組みを家庭と連携することで、

家庭での学習の習慣化を図る。

《指定事項②》

教職員の体罰の状況について

《現状及び今後の方針等》

- 本年度において、現時点での体罰にかかる事案はない。
- 今後も教師としての資質向上と、服務規律の確保について指導の徹底に取り組んでいく。
- 児童と教師の信頼関係の構築と、認め合う学級集団づくりを進める。
- 学年の職員集団の協働性を高め、児童理解と指導の統一性を図る。
- 職員会議や生徒指導部会等の中で、児童の情報の共有化と指導方法について共通理解と実践に努める。